

平成27年 第4回定例会 10月8日

土木委員会に審査を付託されました議案六件の審査の経過及び結果について、御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第七号の平成二十七年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額三十九億一千九百九十五万六千円の増額となっております。その主な内容としましては、県民の暮らしの安全・安心確保対策として二十六億円を増額するほか、今年度被災した道路・橋梁、河川・砂防施設の機能回復を図るため十二億三千三百五十三万九千円を増額するものであります。

また、繰越明許費については、橋りょう補修費など十事業を計上し、債務負担行為補正については、国道二百五十六号線道路新設工事に関するものなど追加が十一件、変更が一件であります。

一般会計補正以外の予算関係議案といたしましては、平成二十七年度岐阜県徳山ダム上流域公有地化特別会計補正予算など、特別会計予算が二件であります。

条例その他の議案としましては、下水道法の一部改正に伴い所要の規定整理を行う議第二十号 岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例についてなど三件であります。

採決の結果、議第七号のうち歳出予算補正中土木委員会関係、繰越明許費及び債務負担行為補正中土木委員会関係、議第十号、議第十一号、議第二十号、議第二十三号及び議第二十四号の各案件については、全会一致をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主なものを申し上げます。

応急仮設住宅借上事業に関して、東日本大震災の被災県から本県へ避難している被災者に対する応急仮設住宅の提供状況について質疑があり、現在、十六世帯、五十一名の方に提供しているとの答弁がありました。

以上、土木委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

県議第二十号 空き家対策への財政支援の拡充を求める意見書について、提出者を代表いたしまして意見書発案の趣旨を説明いたします。

国の住宅・土地統計調査によりますと、平成二十五年十月一日時点で全国の空き家数は八百二十万戸、率にして一三・五%を占め、過去最高を更新しております。

こうした中、五月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、市町村が特定空き家等に該当すると判断した場合は、除却、修繕等の措置について、行政代執行の方法により強制執行が可能となりました。しかしながら、行政代執行においては、所有者が不明の場合や資金不足などにより撤去費用が回収できないことが想定されます。また、一部の地方自治体では、所有者による自主的な撤去を促すため、撤去費に係る補助制度を創設する動きがありますが、今後、地方の財政負担が増加することが懸念されます。

現在、特定空き家等の除却については、国の「空き家再生等推進事業」により市町村への財政支援が行われておりますが、除却後の跡地の利用要件が付されるなど助成対象が限定されております。

よって、特別措置法に規定される特定空き家等に該当する空き家等の除却に対する助成要件の緩和など、市町村が進める空き家対策への支援を拡充することを強く求めるものであります。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。意見書発案の趣旨説明といたします。